

(主任研修について)

令和元年度に行われた、主任介護支援専門員研修の開催要綱(抜粋)です。令和2年度においては、開催要項が決定次第ご案内いたします。要綱についての変更点含め必ずご確認ください。

「令和元年度沖縄県主任介護支援専門員研修」開催要項【参考】

1. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の(1)から(5)すべての要件を満たしている者

- (1) 沖縄県で介護支援専門員として従事・管理している又は従事していた方。
- (2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡ(更新研修を兼ねる)の修了者。
- (3) 実践事例を提出することができる。(受講決定通知と併せて案内します。)
- (4) 12日間の研修課程をすべて受講できる。
- (5) 次のいずれかに該当する者。

該当要件
1. 実務経験が5年(60ヶ月)以上 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である。地域包括支援センターに介護予防プランナーとして従事した期間も含むこととする。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)
2. 実務経験が3年(36ヶ月)以上 ケアマネジメントリーダー養成研修(H14~H17年度)を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)
3. 主任介護支援専門員に準ずるもの 「主任介護支援専門員に準ずる者」として、地域包括支援センターに配置されている者。 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(「地域包括支援センターの手引き」厚生労働省老健局より引用)。

【主任介護支援専門員とは】

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

介護支援専門員主任研修とは、あくまでも自身のキャリアアップを図った研修となります。

介護支援専門員の「更新研修」とは別に位置し、主任研修をうけたことで、証の更新をすることはできません。ご注意ください。

2. 日程及び研修内容

12 日間（全 71.5 時間）

(2) 申込提出書類

提出書類は、要件により異なりますので、漏れのないようにし、提出書類の控え（写し）は必ず手元でも保管してください。

※以前に主任介護支援専門員の資格を有しており、現在主任介護支援専門員の有効期限のきれた方は、提出物が一部免除されます。下記の内容をご確認ください。

【今回初めて主任介護支援専門員研修を受講される方】

◆全員提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込フォーム（エクセルデータ） ※令和 2 年度はGoogleフォームでの申込を検討中	当協会ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力の上、E-mail にてご提出ください。
2	(様式 1) 申込書	法人の代表により記入・押印し、郵送にて提出する。
3	(様式 2) 実務経験証明書、または (様式 3) 実務経験証明書（地域包括支援センター勤務分）	郵送にて提出する。
4	介護支援専門員専門研修課程 I の修了証書の写し	
5	介護支援専門員専門研修課程 II の修了証書の写し	
6	実践事例（受講決定後）	様式や詳細については、受講決定通知の際に改めて案内いたします。

◆該当者提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し	郵送にて提出する。
2	日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し	
3	(様式 4) 地域包括支援センター在籍証明書	
4	介護支援専門員証の写し	沖縄県以外の都道府県に登録されている場合は、郵送にて提出する。

【主任介護支援専門員の有効期限が切れた方】

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込フォーム（エクセルデータ） ※令和 2 年度はGoogleフォームでの申込を検討中	当協会ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力の上、E-mail にてご提出ください。
2	(様式 1) 申込書	法人の代表により記入・押印し、郵送にて提出する。
3	主任介護支援専門員の修了証書の写し	郵送にて提出する。
4	実践事例（受講決定後）	様式や詳細については、受講決定通知の際に改めて案内いたします。

※上記内容は令和元年度の内容となります。今後変更等があるかもしれません。

あくまでも【参考】としてご覧ください。

3. 申込・受講に関するQ&A(よくある質問)

No.	Q&A	内 容
1	Q	パートをしていた「非常勤」の間は算定できますか？
	A	算定できません。常勤専従の期間に限ります。
2	Q	基礎資格（看護師等）との兼務期間は算定できますか？
	A	算定できません。介護支援専門員として常勤専従した期間に限ります。但し、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者(事業所の種類には制限はない。)としての兼務期間は算定できます。 ※相談員との兼務は算定不可。 ※介護支援専門員として勤務し、併設する別事業所の管理者としての勤務は算定不可。
3	Q	過去に勤めた事業所が廃業しており、実務経験証明書の取得が困難な場合、どうすればいいですか？
	A	①事業所を運営していた法人にて証明書の作成を依頼してください。 ②①で対応できない場合、もしくは、法人も廃業している場合、申込者が「本人申立書」を申請し、また、雇用されていたことを証明するもの（雇用保険、年金記録等の証明書の写し等）を添付してください。 ※「本人申立書」様式については、「13. 実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」まで E-mail 又は FAX にてご連絡ください。
4	Q	日程の一部について受講できない日があります。来年度、未受講分だけ受講できますか？
	A	できません。全過程を受講できる方が対象です。但し、研修当日にやむを得ない事情により欠席した場合、（沖縄県が「やむを得ない事情」と認めた場合）次年度に限り未受講分を受講することが可能です。その場合は受講延長の申請をし、全課程を修了した時点で修了証書が発行されます。（※やむを得ない事情とは、事故や忌引など。）
5	Q	専任（常勤専従）とはいかなる意味となりますか？
	A	「専任」とは、「常勤専従」を指します。 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 【参考1】 介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会 【参考2】 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
6	Q	主任更新研修を受講するのを失念し、主任の資格が令和 2 年 3 月に切れてしまいます。主任研修を受講できますか？
	A	できません。主任の有効期間が経過した方のみ受講可能です。現在まだ主任の資格を有している方の受講はできません。
7	Q	該当要件に専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年（60 ヶ月）以上である。とありますがいつの時点まで算定できますか？
	A	現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合は、 <u>研修開始日の前日</u> までとすることができます。

※上記内容は令和元年度の内容となります。今後変更等があるかもしれません。

あくまでも【参考】としてご覧ください。